

# -ガス料金（基準単位料金）の調整のお知らせ-

- 令和5年12月から令和6年2月までの財務省発表の貿易統計に基づくLNG及びLPGの3か月平均価格が確定いたしましたので、原料費調整制度に基づき基準単位料金を調整いたします。
- 調整後のガス料金表（45MJ）**

原料価格の変動により算定した料金表は下記のとおりです。  
 なお、この料金表は令和6年5月の検針分に適用されます。

令和5年2月分（1月使用・2月検針分）のガス料金から、電気・ガス価格激変緩和対策事業の政府支援を踏まえた値引きが反映されています。

※1m<sup>3</sup>当たり15円の政府支援を踏まえて値引きされています。詳細は資源エネルギー庁「電気・ガス料金激変緩和対策特設サイト」をご覧ください。

[\(https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/\)](https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/)

契約種別		基本料金 (円/月)	流量基本料金 (円/m <sup>3</sup> )	(消費税込)	
				調整単位料金 (5月分) (円/m <sup>3</sup> )	調整単位料金 (4月分) (円/m <sup>3</sup> ) 参考
一般契約	料金表A	572.00円	—	125.54円	124.68円
	料金表B	649.00円	—	121.26円	120.40円
	料金表C	1,130.80円	—	119.53円	118.67円
小型空調契約	1種	冬期	2,750.00円	—	—
		その他期	2,750.00円	—	86.20円
	2種	冬期	990.00円	—	—
		その他期	990.00円	—	90.60円
空調夏期契約	1種	45,100.00円	342.10円	90.27円	89.41円
	2種	12,100.00円	342.10円	99.07円	98.21円
	3種	1,980.00円	342.10円	107.17円	106.31円

- ・小型空調契約 冬期：12月～3月 その他期：4月～11月
- ・空調夏期契約 12月～3月は一般契約に適用する料金表に準拠
- ・一般契約料金表

料金表区分	使用量
料金表A	0m <sup>3</sup> から18m <sup>3</sup> まで
料金表B	18m <sup>3</sup> を超え279m <sup>3</sup> まで
料金表C	279m <sup>3</sup> を超える場合

## 4. 標準家庭における影響

1か月のご使用量 30m <sup>3</sup> (45MJ/m <sup>3</sup> )	(消費税込)		
	令和6年5月分	令和6年4月分	増減 (増減率)
適用料金(円/月)	4,286	4,261	25 (0.6%)

※上記ガス料金算定式(一般契約料金表B適用)：ガス料金(小数点以下切捨て) = 基本料金 + (使用量 × 調整単位料金)

※標準家庭料金は、ご家庭1件の1か月当たりの平均使用量(平成28年度～令和2年度の5か年平均=30m<sup>3</sup>)に基づき算出しています。

習志野市企業局 令和6年3月